

移動等円滑化取組計画書

2023年6月21日

住 所：千葉県千葉市美浜区新港32番12

事業者名：ちばシティバス株式会社

代表者名：代表取締役社長 森 勉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の設備に関する事項

・当社が所有する乗合バス車両における、2022年度末時点のノンステップバス導入率は41.6%にとどまっている。(適用除外車両を除く) 2023年度はノンステップバスを2両導入予定。来年度以降も年2両、ノンステップバスへの代替を継続予定。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

・今年度も引き続き、管理者による乗務員に対するドライブレコーダーやヒヤリハット映像を用いた車内事故防止研修、車椅子乗降研修を実施し、乗務員の安全意識向上、接客能力向上に努める。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ノンステップバスを2両導入予定(2023年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>乗務員の操作等が必要な設備を用いた役務の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実地訓練として、バス車内にて、車椅子固定訓練、スロープ板を用いて車椅子乗降訓練を実施する。座学も行い、高齢者、障害者のお客様対応に関する研修も実施する。</li> </ul>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度も引き続き、車椅子乗降訓練・車椅子固定訓練と共にドライブレコーダー・ヒヤリハット映像を用いた車内事故防止研修を実施する。</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>車外における情報提供の拡充</li> <li>身体・精神障害者、免許証を返納された高齢者に対し、割引運賃の掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入予定のノンステップバス（1両）の方向幕を白色 LED 仕様にし、視認性向上を図る。</li> <li>身体・精神障害者、免許証を返納された高齢者の乗客に対し、適用される割引運賃を当社ホームページに掲載する。</li> <li>ミライロ ID に関する情報も当社ホームページに掲載する。</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者による研修を実施し、移動等円滑化・安全運行・接客接遇に関する乗務員の意識向上を図る。</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での告知	・車内音声放送にて高齢者、障害者のお客様が優先席を円滑に利用できるよう、配慮を促す。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

・外部団体と協力し、一般の方や外部団体の従業員が車椅子乗降訓練を行う研修を実施し、移動等円滑化の促進を図る。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

V 計画書の公表方法

ちばシティバス株式会社 公式ホームページにて公表
--------------------------

VI その他計画に関連する事項

—
---

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。